

**第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金 合同専門部会
議事録**

開 催 日 時	令和 5 年 9 月 1 5 日（金） 10 時 00 分～10 時 38 分			
開 催 場 所	コラボ 2 1 3 階大会議室			
出 席 状 況	公益代表委員	出席	7 人	（定数 7 人）
	労働者代表委員	出席	1 0 人	（定数 1 2 人）
	使用者代表委員	出席	7 人	（定数 9 人）
	事務局		4 人	
出 席 者	公益代表委員	石井利江子	片山 聡	木下康代
		佐野洋史	平井建志	松田有加
		宗野隆俊		
	労働者代表委員	相澤三千代	池内正博	榎並典明
		大江彰宏	庄野英夫	鈴木敏和
		豊田孝次	西川伸吾	濱崎 浩
		平塚雄二		
	使用者代表委員	枝國聡司	川口剛史	小西哲也
		田中秀康	西田保夫	三浦弘明
		水野 透		
	事務局	中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官		
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程について ・ 各専門部会部会長及び部会長代理の選出について ・ 特定（産業別）最低賃金専門部会の審議日程について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について 			
議事録	別紙のとおり			

別紙

○事務局（室長）

それでは定刻になりましたので、ただ今から、「令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会特定（産業別）最低賃金 合同専門部会」を開催いたします。

委員の皆様には何かとご多用の中、本合同専門部会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の出欠状況は、公益代表委員7名、労働者代表委員10名、使用者代表委員7名の合計24名の出席をいただいております。4つの産業の部会で、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各3分の1以上の出席をいただいておりますことから、本部会が有効に成立していることを報告いたします。

専門部会は第1回本審でも確認させていただき、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

この合同専門部会は、4つの産業の専門部会の全委員を対象としまして、金額審議に先立ちまして、専門部会における共通事項等を審議するために開催しております。

本合同専門部会においては、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の名称は、略称を使用いたしますので、ご了承ください。

それでは、会議に先立ちまして、中井労働基準部長から挨拶があります。

○事務局（部長）

滋賀労働局労働基準部長の中井でございます。

本日出席の皆様方におかれましては、特定最低賃金専門部会の委員にご就

任いただき、御礼申し上げます。

また、本日はご多忙のなか、特定最低賃金専門部会の合同部会にご出席していただき、改めて御礼申し上げます。

詳細は後程、説明させていただきますが、本年度の滋賀県特定最低賃金の改正については、労働者側から6件の改正決定の申出をいただき、滋賀地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性の有無を滋賀労働局長から諮問させていただきます。

その後、特別検討小委員会の必要性審議を経て、先月23日に開催されました第4回滋賀地方最低賃金審議会で、「窯業土石、一般機械、精密・電気、自動車・同附属品製造業の4件について、改正決定の必要性有り」との答申をいただき、同日付けの諮問を行った結果、本日開催されます本合同専門部会を開催する運びとなりました。

今後についてですが本部会の終了後、各専門部会で金額審議を行うこととなります。特定最低賃金の金額審議においては、労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則りまして、全会一致の決議に至るよう努力するとされているところです。9月26日から集中したスケジュールになりますが、審議へのご協力よろしくお願いいたします。

最後に一点、来月10月1日より改正発効される滋賀県地方最低賃金についてお願いがございます。現在、労働局においては、最賃引き上げに伴う事業内の賃金引上げについて業務改善への助成を行う「業務改善助成金」の利用勧奨について周知を行っているところであります。

皆様ご存じのとおり、今年の滋賀県最低賃金は昨年より40円アップの967円と、過去最高の上げ幅となり、県内の中小企業をはじめとする事業主の方々には、一層のご負担が生じることが想定されます。

労使各団体の皆様におかれましても、会員の皆様への周知ご協力いただきますようお願いいたします。

以上、事務局といたしましても、専門部会の円滑な審議運営について努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、12月の発効に向けて、合意形

成のための十分なご審議をいただきますよう、お願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○事務局（室長）

ここから先は、当合同専門部会の部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。部会長については、従来から、滋賀地方最低賃金審議会の会長をお願いをしているところでございます。

今年度につきましても、平井会長をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

○全委員

〔異議なし〕の声。

○事務局（室長）

ありがとうございます。

ご賛同をいただきましたので、平井会長に部会長として、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、平井部会長、よろしく願いいたします。

○部会長

みなさま、おはようございます。

本日、部会長を務めます平井です。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど事務局から日程の提案がありますが、4つの産業の各専門部会は、9月から10月までの間にそれぞれ3回開催されます。

皆様にはご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくご協力お願いいたします。

それでは、今回、初めて委員に就任された方がおられますので、最初に事務

局から委員の案内をお願いします。

○事務局（室長）

はい。資料3ページの資料 2「令和5年度滋賀地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿（案）」をご覧ください。今年度から就任いただいた2名の委員の方をご紹介します。

窯業・土石製品製造業で、労働者代表委員の濱崎委員です。一言お願いいたします。

○濱崎委員

濱崎と申します。よろしく申し上げます。

○事務局（室長）

ありがとうございました。

一般機械器具製造業で、使用者代表委員の川口委員です。一言申し上げます。

○川口委員

おはようございます。

川口と申します。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○事務局（室長）

ありがとうございました。

あとの委員の方々は、昨年度から継続されての就任ですので、この名簿をもちまして、御紹介とさせていただきます。

なお、本日、事前にご連絡をいただきまして、所用で欠席されている委員を報告いたします。

労働者代表委員「窯業・土石」の旭委員、同じく、労働者代表委員「自動車」

の松井委員、使用者代表委員「窯業・土石」の中村委員、同じく、使用者代表委員「自動車」の佐々木委員の計4名が欠席されております。

次に、事務局の紹介をいたします。

○事務局（部長）

改めまして、労働基準部長の中井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（室長）

賃金室長の口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（指導官）

賃金指導官の辰巳です。よろしくお願いいたします。

○事務局（監督官）

労働基準監督官の浜口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（室長）

紹介は以上となります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、議題に入りたいと思います。まず、議題（1）「滋賀地方最低賃金審議会 最低賃金専門部会運営規程について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

運営規程についてご説明させていただきます。

お手元の資料1ページ 資料 1をご覧くださいませでしょうか。

滋賀地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会運営規程となっており、本規程については本日の合同専門部会、今後開催される各専門部会共通となっております。

2 ページの第 7 条において、会議の公開について規定しております。

会議は原則として公開とすると規定しており、すでに第 1 回本審において、三者協議の場のみ公開するとの議決をいただいておりますので、当合同専門部会並びに今後開催いたします各専門部会についても、同様となります。

次に、同規程の第 8 条をご覧ください。

第 8 条においては、議事録及び議事要旨について規定しております。

当専門部会は公開ですので、議事録を公開することとなります。

運営規程の説明は以上でございます。

○部会長

今の件、何か質問はございませんでしょうか。

○全委員

(質問等上がらず)

○部会長

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題は、議題(2)「各専門部会部会長及び部会長代理の選出について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

各専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により準用した第 24 条の規定により、公益代表委員から選出することとされています。

先に開催いたしました公益代表委員会議で、4つの産業の部会長及び部会長代理を決めております。

それでは、資料 2 の「令和5年度滋賀地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金専門部会委員名簿(案)」をご覧ください。

各産業の部会長を二重丸、部会長代理を一重丸で、示しております。

ご案内いたしますと、『窯業・土石』の部会長に佐野委員、部会長代理に木下委員、『一般機械』の部会長に平井委員、部会長代理に片山委員、『精密・電気機械』の部会長に木下委員、部会長代理に石井委員、『自動車』の部会長に片山委員、部会長代理に平井委員に、それぞれ就任していただいております。

以上です。

○部会長

ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問はございますか。

○全委員

(質問等上がりず)

○部会長

よろしいですか。

特に質問等が無ければ、議題(3)「特定(産業別)最低賃金専門部会の審議日程について」です。

事務局から説明お願いいたします。

○事務局(室長)

特定(産業別)最低賃金の審議日程について、ご説明いたします。

専門部会の日程につきましては、皆様のご協力により、例年より早期に日程調整ができました。ありがとうございました。

資料9ページ、資料 3「今年度の特定(産業別)最低賃金専門部会審議日

程表（案）」をご覧ください。

専門部会は、本日の合同専門部会の外に、それぞれ3回開催いたします。したがって、3回目の専門部会までに、結審をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

全体的なスケジュールについて、ご説明いたします。資料23ページの資料6「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定最低賃金の場合）」をご覧ください。例年どおり12月中に効力を発生させる目標で審議日程を組んでおります。今年度は、12月31日に効力を発生させるスケジュールとなっております。当該一覧表をご覧ください。12月31日に効力を発生させるためには、異議申出のための期間や官報公示の期間等が必要ですので、遡って、11月1日に滋賀地方最低賃金審議会で答申をいただく必要があります。

したがって、全ての産業の専門部会が10月31日までに結審をしていただき、専門部会報告を滋賀地方最低賃金審議会に提出していただく必要があります。

この日程表につきましては、事前に委員の皆様からいただきました日程調整表を基に作成しております。どの委員の方も欠席は3回の部会のうち1回であること、欠席者が同日2名以内であること、欠席者が2名の場合は公・労・使で分かれており、公労使必ず複数名が参加されること、部会長は必ず出席されていること、専門部会の開催日のインターバルを約1週間以上とすること、最終日は他府県の状況を確認できるようにできるだけ10月最後の週に設定することとして、今年度の日程を組ませていただきました。

また、各専門部会の開催時刻につきましては、審議が長くなった場合も考慮しまして、午前開催の午前9時30分からと設定しております。

開催会場は、滋賀労働総合庁舎滋賀労働局6階共用会議室と、滋賀労働総合庁舎3階の天津労働基準監督署会議室のどちらか、となっております。同じ庁舎内で、日程により3階であったり、6階であったり異なっており申し訳ございませんが、3階の天津監督署会議室で開催する日は、基本的には6階会議室では別の部署の会議が開催されております。滋賀労働総合庁舎1階エレベーター前に案内表示をさせていただきますので、再度、会場をご確認の上お間違い

のないようお越しいただければと思います。

なお、開始時刻の 30 分前には会場を開けております。控室も用意しておりますので、専門部会の前に事前に打ち合わせを希望される場合は、あらかじめ事務局までご連絡いただければと思います。

また、お車でお越しの際は、本日と同じくびわ湖ホール駐車場に駐車していただき、「駐車券」を会場までお持ちの上、事務局にお申し出ください。

答申につきましては第 5 回滋賀地方最低賃金審議会において、まず、4 つの産業の専門部会報告の採決を行ってから、4 つの特定（産業別）最低賃金の改正決定の答申を行います。滋賀地方最低賃金審議会の委員におかれましては、11 月 1 日水曜日午前 10 時から滋賀労働局 6 階共用会議室で開催する第 5 回滋賀地方最低賃金審議会の参加につきましても、併せてよろしく願いたいと思います。

最後に、欠席される場合のご案内です。委員のみなさまから事前に日程調整表で出席と報告いただいた結果は、資料 10 ページ、資料 No. 3「令和 5 年度滋賀地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会 開催日程及び出席予定委員」のとおりとなっております。委員の皆様には、ご自身が出席となっている開催日において、急用等で専門部会を欠席せざるを得ない事態が生じましたら、事前に、わかり次第早急に事務局までメール又は電話でご連絡いただくとともに、労・使の委員の皆様におかれましては、推薦母体にも併せてご連絡のほど、よろしく願いたいと思います。

また、交通事情等により、開催時刻に間に合わない場合も事務局まで電話でご連絡ください。

逆に、日程調整表で欠席と報告いただいている開催日において、出席いただけとなった場合にも、わかり次第、事務局までメール又は電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

欠席者の人数によっては、部会開催の定足数を下回るような場合も考えられます。定足数を満たさなくなった場合には、専門部会の日程を変更せざるを得ないため、部会長をはじめとする公・労・使各委員と相談の上、対処したいと思

います。

さらに、場合によっては、11月1日に予定しています第5回滋賀地方最低賃金審議会の開催日の変更や効力発生日のずれ込みの影響が出てくる場合もありますので、委員の皆様におかれましては、日程の確保について、ご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局から急なお知らせや変更等は、委員の皆様へメールでその都度お知らせいたしますので、事務局からのメールチェックについても、併せてよろしくお願い致します。

以上です。

○部会長

ただいまの専門部会の審議日程等の説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○全委員

(意見・質問等上がりず)

○部会長

では、特段のご質問等ないということですので、この日程ですすめるということで異議ございませんでしょうか。

○全委員

[異議なし]の声。

○部会長

ありがとうございます。

それでは、資料 3の日程で専門部会を開催しますので、委員の皆様方には日程の確保をよろしくお願い致します。

続きまして、議題（４）「特定(産業別)最低賃金の改正決定について」ですが、本日提出されている資料について、事務局から説明をしてください。

○事務局（指導官）

それでは、資料につきまして説明をさせていただきます。

既に説明のありました資料については、省かせていただき、11 ページ以降について、説明をさせていただきます。

11 ページ資料 4 は、「滋賀県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金改正状況」で、平成 30 年度以降の最低賃金額、引上額、引上率等を一覧表にしたものとなっており、本年 10 月 6 日発効の滋賀県最賃金 927 円までを入力したのになります。

13 ページ資料 5 は、今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっております。今年度、労働者側から 6 業種について改正の申出があり、事務局でその申出内容を確認した上で、審議会にその必要性を諮問し、8 月 26 日の第 4 回本審におきまして 4 業種について、改正の必要性有りの答申を頂き、改正決定の諮問をいたしました。今後、この 4 業種につきまして、委員の皆様方に金額審議をしていただくこととなります。表の労働協約最低賃金額欄に記載しております金額につきましては、今後の審議の際にこの金額を超えることはできませんので、ご承知願います。なお、公正競争ケースにつきましては括弧書きとしております金額、こちらについても同様になりますので、金額審議の際、ご猶予をいただければと思います。

23 ページ資料 6 につきましては、先ほど室長がご説明させていただきましたとおりの日程となっております。

25 ページ資料 7 につきましては、令和 5 年賃金改定状況調査結果の第 4 表となっております。それぞれ今年度に調査しました賃金の引き上げ額の率の一覧となっております。

29 ページ資料 8 につきましては、大津財務事務所が公表しております令和 5 年 7 月判断の「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断として

「県内経済は、持ち直している」と判断されております。

次に、33 ページ資料 9 につきましては、同じく大津財務事務所が公表しました「法人企業景気予測調査」で、令和 5 年 7 月から 9 月期の調査となっております。これによりますと、「企業の景況」について述べられております。資料 36 ページに総括と判断されておりますが、全産業の現状判断は、大企業、中堅企業は「上昇超」、中小企業は「下降超」となっております。また、先行きにつきましては「上昇超」とされております。

41 ページ資料 10 につきましては、令和 5 年 6 月速報として公表されました滋賀県鉱工業指数となっております。生産及び出荷指数は「2 か月連続の上昇」、在庫指数は「3 か月ぶりの上昇」となっております。

55 ページ資料 11 につきましては、「滋賀県景況調査結果報告書 令和 5 年度第 1 四半期」となっております。

この調査は、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果となっております。

結果の概要が 58 ページにございますが、今期の県内企業の景況は、業況 DI はマイナス幅が縮小したものの、来期については、マイナス幅が拡大する見通しとされております。

95 ページ資料 12 は、令和 5 年 7 月分の雇用失業情勢となっております。7 月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.08 倍と前月と同水準であり、就業地別有効求人倍率も 1.33 倍と前月と同水準となっております。

資料につきましては、以上となります。

○事務局（監督官）

令和 5 年 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会の最低賃金改正の調査審議にご利用いただくため、地域、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金実態を把握することを目的として毎年実施しているものでござい

ます。

この調査結果のうち、地賃対象基礎調査データ(特賃非該当のもの)を除く、常時使用労働者が100人未満の特定最低賃金適用事業所を調査対象としており、本年6月分の賃金について回答を得た集計結果を母集団の労働者数に復元したものとっております。

資料の構成といたしましては、今回ご審議いただく4業種・各産業ごとに全て同じ構成としておりまして、窯業・土石製品製造業を例にしてご説明いたしますと、1ページが男女別賃金特性値の令和2年から令和5年推移となっております。資料左上から順に、一番低い金額から1/20(5%)の順位にあたる金額を比較したものが第1二十分位数、一番低い金額から1/10(10%)の順位にあたる金額を比較したものが第1十分位数、同様に1/4(25%)の順位にあたる金額を比較したものが第1四分位数、中位数は全体の中央に来る値となっております。

2ページからの総括表(1)については、事業所規模別、年齢別に、6ページからの総括表(2)については性別、年齢別に現行の最低賃金額から10円を差し引いた957円から1,500円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。賃金階級は、1,017円までは1円刻み、1,100円までは、10円刻み、以降は100円刻みとなっております。合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。資料2ページの一般労働者、パート計の966円の累積構成比を見ていただきますと、3.2となっております、この数字が現行最低賃金の未満率となります。

同様の資料構成で、表紙の裏【内訳】のとおり、1ページから順に、窯業・土石、一般機械、精密・電機、自動車・同付属品となっておりますので、ご確認願います。

資料の説明は以上です。

○部会長

ここまでの説明について、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

○全委員

(質問等上がらず)

○部会長

よろしいでしょうか。

では、引き続き事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

特定(産業別)最低賃金について、A4横のパワーポイント資料「地方最低賃金審議会 委員説明資料<特定最低賃金編>」で概要を簡単ですがご説明させていただきます。

1ページは、特定最低賃金の特徴が記載されております。

2ページは、特定最低賃金と地域別最低賃金の比較を記載しています。

地域別最低賃金とは、10月1日に967円に改正される最低賃金のことです。

3ページは、地域別最低賃金と特定最低賃金が、重複して適用となる場合の取り扱いと、派遣労働者に対する最低賃金の適用の考え方が記載されています。

4～5ページは、中央最低賃金審議会が、特定最低賃金審議会に対するお願いです。

6ページは、特定最低賃金の改定までのプロセス図となっております。

左上ですが、特定最低賃金は、労使からの申出がないと始まりません。今年度は、7月19日に6つの産業からの申し出がありました。

申し出があると金額の改定の必要性について、「小委員会」で審議します。今年度は、4つの産業について必要性ありと答申がありました。

必要性ありとなった産業について、ピンク枠で囲んだ「専門部会」で審議いただくこととなっています。皆様は、この部分となります。

専門部会の決議は、滋賀地方最低賃金審議会に報告いただき、当該審議会で決議し、滋賀労働局長に答申いただき、異議申し出を受け付け、決定します。

最後に官報公示を行い、30日後に効力が発生することとなります。今年度は、

12月31日に効力が発生するスケジュールとなっております。

7ページは、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の違いです。

8ページは、全国の特定期間最低賃金の設定件数（226件）と、改正決定した件数140件です。この差の86件が、埋没ということとなります。

9ページは、先ほどの設定件数226件の業種別内訳となります。

10ページは、226件の業種別平均額で、原則、地域別最低賃金の961円より下の業種は、全国的に埋没している業種となります。

11ページは、統計資料「総括表」です。左の列の「時間当たり所定内賃金額」以下の対象者数及び割合が確認できます。

例えば、905円の場合は、264人が905円以下で、9.1%の労働者が影響を受けることとなる、と見ることとなります。

以上となります。

○部会長

ただ今の説明について、質問等はございますでしょうか。

○労働者代表委員

最低賃金の基礎調査結果ですが、自動車のところで43ページ未満率13.1なのですが、44ページの表からですと13.0ということになって、コンマ1の違いですが。四捨五入するとどうかということなのですが、実質的にはどちらが正しいのでしょうか。

○事務局（指導官）

おっしゃっていただいたように、四捨五入の数値になっております。実際の数字としましては、「引き上げ額・率と影響率の関係表」52ページ、こちらの方のそれぞれの業種との引き上げ額・率と影響率の関係表が、小数点以下二桁を表示しておりますので、こちらを見ていただければと思います。

○部会長

よろしいでしょうか。

他にございますか。

○全委員

(質問・意見等上がらず)

○部会長

そうしましたら、議題(5)「その他」になりますが、事務局の方で何かございますか。

○事務局(室長)

はい。3点ご連絡いたします。

1点目は、専門部会の議決の件について、ご連絡いたします。

先に開催されました第1回滋賀地方最低賃金審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の規定を適用しない、と決定していることをお知らせします。

つまり、専門部会において、全会一致で結審した「専門部会報告」であっても、滋賀地方最低賃金審議会の場で、決議してからでないとは答申することができないということです。

2点目は、各産業の第1回目の開催日時・開催場所について、開催日順にご連絡いたします。

まず、再来週の9月26日(火)午前9時30分から『一般機械』を滋賀労働総合庁舎6階共用会議室で、27日(水)午前9時30分から『精密・電気』を同じく滋賀労働総合庁舎6階共用会議室で、29日(金)午前9時30分から『自動車』を同じく滋賀労働総合庁舎6階共用会議室で、10月2日(月)午前9時30分から『窯業・土石』を滋賀労働総合庁舎3階の天津労働基準監

督署会議室で開催し、金額審議を始めていただきます。

特定(産業別)最低賃金は、昭和57年1月14日の中央最低賃金審議会の答申の了解事項により、改正の金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」（最終的には採決も可能）と明示されておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

最後に3点目、第1回本審で合意いただきました「実地視察」の件です。実地視察につきましては、今年度、一般機械の事業所1社にご協力をいただき、近日中に実施予定となっております。参加者につきましては、人数制限もあることから、公労使それぞれ一般機械の委員の方にお声がけさせていただき、事務局3名を含めて12名での参加予定となっております。参加していただく委員の方につきましては、当日はどうぞよろしく願いいたします。

また、今回、参加いただけない委員の皆様には申し訳ございませんが、終了後は、委員の皆様の実施結果をお知らせさせていただきます。

以上です。

○部会長

その他に皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○全委員

（質問・意見等上がらず）

○部会長

無いようでしたら、これで、本日の議題は、全て終了いたしました。

各委員の皆様、今後の専門部会の運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。労・使とも全会一致に向けたご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。お願い申し上げます。

これで、令和5年度特定(産業別)最低賃金合同専門部会を終了いたします。
お疲れ様でした。